

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、この公告は、別紙「参加病院一覧表」の各病院について、下記経理責任者が各参加病院の経理責任者からの委任を受け、代表して公告するものです。

平成20年3月28日

経理責任者
独立行政法人国立病院機構本部
総務部長 松尾直文
(押印省略)

1. 競争に付する事項

(1) 件名

医業未収金の支払案内等業務委託

(2) 委託内容

入札説明書及び実施要項による。

(3) 契約期間

平成20年10月1日から平成23年9月30日

(4) 入札方法

最も有利な者（第一交渉権者）の決定については、競争に参加する者の必要資格に関する事項を満たす者から受理した提案書による評価と、当業務案件に係る入札金額の評価とを総合した評価（総合評価方式）により決定する。

なお、第一交渉権者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって評価するので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

(1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第15条において準用する第10条各号（第11号を除く）に該当する者でないこと。

(2) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (3) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (4) 平成19、20及び21年度の厚生労働省競争参加資格「役務の提供等」において、全国の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。
- (5) 法務大臣により「債権管理回収業に関する特別措置法」(平成10年法律第126号。)第3条の規定に基づく法務大臣の許可を受けていること。(なお、同法第12条ただし書きの規定に基づく兼業承認については、落札者決定後、速やかに承認を受けること。)
- (6) 対象病院に対して未払いがない者をもって当該業務を行うことができる者であること。

3. 契約条項を示す場所

〒152-8621

東京都目黒区東が丘2丁目5番21号

(独立行政法人国立病院機構 東京医療センター敷地内)

独立行政法人国立病院機構本部

企画経営部 指導課業務指導係

電話 03-5712-5068

4. 競争執行の場所及び日時

- (1) 入札書等の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
上記3に同じ

- (2) 入札説明会の日時及び場所

日 時 平成20年4月10日(木) 14時00分

場 所 独立行政法人国立病院機構本部1階 第12会議室

受付期間 平成20年4月9日(水)17時00分までに上記(1)
あてに申し込むこと。

参加者数 各社2名までとする。

入札参加者は、必ず入札説明会へ出席すること。入札説明書等については、入札説明会会場においても交付します。

- (3) 入札書等の受領期限

平成20年5月22日(木) 17時00分

提案書については6部、入札書については1部(通)提出のこと。
郵送する場合には受領期限までに必着のこと。

- (4) 提案書評価(プレゼンテーション)の日時及び場所

平成20年6月16日の週に実施することとし、具体的な日時、場所等については、追ってご連絡いたします。

(5) 開札の日時及び場所

日 時 平成20年6月30日(月) 14時00分
場 所 独立行政法人国立病院機構本部1階 第12会議室

5. その他必要な事項

(1) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書及び提案書に競争に参加する者の必要資格に関する事項の証明となるものを添付して入札書の受領期限内までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から提案書の内容及び上記証明となるものについて説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する者の必要資格に関する事項を満たしていない者の提出した入札書、提出書類に虚偽の記載をした者の入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約の相手方の決定方法

契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、提案書による評価と、当業務案件に係る入札金額の評価とを総合した評価(総合評価方式)に基づく交渉順位を付するものとし、総合評価の高い者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後は、その者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) その他

詳細は入札説明書及び実施要項による。